

令和4年度事業計画書

1 事務局

一般国道313号(倉吉関金道路)道路改良工事及び一般国道9号(北条道路)道路改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査についての鳥取県との業務委託契約並びに鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)、鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理に関する協定に基づき、財団の予算編成や決算の作成、理事会、評議員会の開催、また鳥取県からの派遣職員等の人事管理など財団運営に係る事務局業務を行う。

2 調査室

【一般国道313号(倉吉関金道路)道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査】

鳥取県から受託する標記の事業について、以下の遺跡に係る出土品等の整理作業並びに報告書作成のための筆耕作業等を行う。

遺跡名	所在地	遺跡の概要
おおがも 大鴨遺跡	倉吉市福山	R2・3年度の調査で古墳時代の竪穴建物跡、奈良時代頃の河川や石塚廃寺に関する祭祀場、道路、中世の掘立柱建物跡等を確認。
いしづかはいじひがし 石塚廃寺東遺跡	倉吉市石塚	R2年度の調査で奈良時代頃の河川や石塚廃寺で使われた瓦等を確認。

【一般国道9号(北条道路)道路改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査】

鳥取県から受託する標記の事業について、以下の遺跡に係る発掘調査を行う。

遺跡名	所在地	遺跡の概要
ながせたかはま 長瀬高浜遺跡	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬	弥生時代前期～近世の集落跡、古墳群、畠跡など。特に古墳時代の集落跡は県内最大規模で、過去の発掘調査で出土した埴輪群は国指定重要文化財。

3 県民ふれあい会館

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)の施設の管理運営及び生涯学習の振興に関する業務を行う。

【受託期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで】

(1) 施設の運営管理

- ・開館時間 午前9時から午後9時(日曜日、祝日は午後7時)まで
- ・休館日 年末年始(12月29日から1月3日まで) 点検等による臨時休館日あり
- ・業務内容
 - ア 施設設備の維持管理
 - イ 利用者の総合受付・案内等

- ウ 施設の利用の受付・許可・貸出等、利用料金の徴収
- エ 団体交流室の利用・許可、利用料金及び光熱水費等の徴収
- オ 自動販売機の設置
- カ レストランの運営

(2) 生涯学習の普及振興事業

① 受託事業

- ・学習相談
- ・県内生涯学習団体等への支援
- ・入居団体等への支援
- ・生涯学習展示コーナーの企画・運営
- ・ふれあい文庫の企画・運営
- ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営

ア 市町村連携講座 (3)

イ 特別講座 (10) 鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校との連携講座

ウ とっとり県民カレッジ運営協議会 (有識者から意見を求める会) (2)

- ・生涯学習情報の提供
 - ア 県内の生涯学習講座の情報収集及び連携講座の登録
 - イ 生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用
 - ウ 「生涯学習とっとり」の企画、編集、発行 1回4,800部 (年6回)
 - エ SNS等の活用 (講座情報発信のために活用)

② 自主事業

- ・生涯学習スクール「まなび」への登録・支援
- ・生涯学習講座等の企画・運営

家庭教育支援講座	出前講座 (東部1・中部1・西部1)
健康セミナー	生涯学習公開講座 (1)
	まちの保健室 (1)
ふるさと再発見生涯学習講座	歴史講座 (1) 自然講座 (1)
- ・生涯学習団体等への支援
 - 地域づくりスキルアップ講座 (1)
- ・ランチタイムコンサート
- ・その他、生涯学習センターの利用促進を図るための業務

4 大山青年の家

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立大山青年の家の管理運営及び生涯学習の振興に関する業務を行う。

【受託期間 平成31年4月1日 から 令和6年3月31日まで】

(1) 施設の管理運営

- ① 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- ② 休所日 ・月曜日
・国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
・年未年始（12月29日から1月3日まで）ただし、大人数の団体の申込みがあるなどの特別な場合は開所とする場合もある。

③ 業務内容

- ア 施設設備の維持管理
イ 施設の利用許可、利用料金の徴収
ウ 生涯学習の振興（補助）
エ 受付、来客対応、利用促進等

(2) 生涯学習の振興

- ① 主催事業（19事業）：大山青年の家が企画募集する野外活動・集団宿泊訓練等
大山ファミリー登山、エンジョイカヌー外体験型事業等
満天の星を見よう会（年間3回）（受託事業）
② 受入事業の野外活動等：活動計画のあるグループ（5名以上）の野外活動等
野外宿泊訓練、オリエンテーション等

5 むきばんだ史跡公園

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設設備の維持管理及び管理運営の補助等を行う。

【受託期間 平成31年4月1日 から 令和6年3月31日まで】

(1) 施設の運営管理

- ・利用時間 午前9時から午後5時まで
・利用休止日 ・毎月第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その直後の休日ではない日）
・年未年始（12月29日から1月3日まで）
・業務内容
ア 施設設備の維持管理
イ 管理運営の補助
（ア）受付、来客対応、利用促進等
（イ）受入事業・主催事業実施に関する補助
むきばんだ日和、むきばんだフェスタ、女子考古部活動等
ウ 利用料金の徴収
エ その他利用者へのサービス提供
（ア）売店及び自動販売機運営の委託
（イ）弥生体験活動と古代歴史教育の提供(補助)